



シンポジウム

18才はもう大人？

～少年法の適用年齢を考える～



少年法の適用年齢を、現行法の20歳未満から18歳未満へと引き下げるべきであるという意見があります。こうした意見を踏まえて、現在、法務省の法制審議会の少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、少年法の適用年齢を引き下げることは是非について、検討がなされています。

しかしながら、こうして少年法の適用年齢が引き下げられることには、様々な問題があります。本シンポジウムでは、現在の少年法制の実情に加えて、法制審部会での議論状況や、少年事件の被害者の立場からの意見なども踏まえて、幅広い視点から、少年法適用年齢引下げの問題点を皆様とともに考えます。

参加無料・事前予約不要

日時

令和元年 **8月17日（土）**

開会 13:30（開場13:00） 閉会 16:30

場所

弁護士会館 2階ホール 金沢市丸の内 7-36 TEL 076-221-0242

※駐車場は限られておりますので公共交通機関をご利用ください

内容

基調講演とパネルディスカッション

（登壇予定者）

大貝 葵 金沢大学准教授（少年法）

「現在の少年法制について」

金矢 拓 弁護士（日弁連子どもの権利委員会少年法・裁判員対策チーム座長、
第二東京弁護士会所属）

「法制審部会の議論状況について」

山口 由美子 様（西鉄バスジャック事件・被害者）

「被害者の立場から思うこと」

西鉄バスジャック事件：2000年5月に、当時17歳の少年が高速バス車内で起こした、バスのハイジャック事件。死者1名、負傷者2名。山口さんは負傷者の一人。

お問い合わせ先 金沢弁護士会 金沢市丸の内 7-36 TEL 076-221-0242

主催：金沢弁護士会 共催：日本弁護士連合会

